

主治医の方へのお尋ね

(大津家庭裁判所)

御本人（患者様）のお名前 _____

鑑定引き受けの可否についてお聞きしますので、下欄に御記入願います。

- 家庭裁判所から鑑定を依頼された場合、鑑定を引き受ける。
- (1) 鑑定費用（検査料、諸経費等を含む）について
(一般的に、主治医の方には5万円以下でお引き受けいただいています。)
- _____万円 で引き受ける。
- (2) 鑑定期間（鑑定依頼書がお手元に届いてから、鑑定書を作成し発送するまでの期間）について
- 約1か月
-
- (3) 鑑定書作成の手引の送付について
- 希望する 必要ない
- (4) 書類の送付先について
- 診断書記載の病院等の所在地と同じ
- 下記の連絡先への送付を希望する
- 病院等の名称 _____ Tel _____
- 所在地 〒 _____

- 鑑定を引き受けることはできない。
(理由 _____)

- 鑑定を引き受けることはできないが、下記の医師を紹介する。
- 氏名 _____ 病院等の名称 _____
- 所在地 〒 _____
- Tel. _____

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

回答者氏名 _____ 印